

十間 小山宿 一里一十三町五十九間半 大町新田宿 二十五町五十七間 小金井宿 一

里一十四町八間半 石橋宿 一里二十五町三十九間半 河内郡雀宮宿 三十六度三十分、二

里三町二十七間半 宇都宮池上町 三十六度三十三分半、二里一十六町五十八間半 至字都宮城手一丁三十七間半

至鬼怒川岸一丁三十七間半 白澤宿 一里二十九町一十二間半 至明神社前 喜連川宿 三十六度四十三分、二

四十九間 喜連川 三十六度四十三分、二里三十四町四十四間 那須郡佐久山 三十六度四十

八分半、一里二十七町五十五間半 大田原 二里二十二町四十六間 鍋掛宿 一十町二十

七間 越堀宿 三十六度五十六分半、二里六町四十三間 蘆野 二里三十四町五間 至國界明神社前

至鬼怒川岸一丁三十七間半 盤城國白川郡白坂宿 略 下

〔延喜式〕二十八諸國驛傳馬 略 中

下野國驛馬、足利、三鴨、田部、衣川、新傳馬、安蘇、都賀、芳賀、鹽、

〔續日本紀〕三十一寶龜二年十月己卯太政官奏略 中 其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛、

此便據一本改使道也略 下

〔下野國誌〕一 一本足利驛を餘戸驛に作る、また和名抄にも餘戸驛家と記したり、續日本

紀に、光仁天皇寶龜二年冬十月己卯太政官奏云々、其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛、此使道也云々とみえたり、足利驛は今に存す、三鴨驛は都賀郡下津原と云所なり、和名抄には三島驛家と誤て記したり、田郡驛は今多功驛に作りて存す、そもそも藤原奈良の朝の法は、五十里に一驛を置とあれば、今道八里餘りの間にあること考て知るべし、衣川驛は宇都宮の東の方にて、今の石井村のあたりなるべし、回國雜記にも、宇都宮より常陸の小栗へ行給ふ條に、衣川と云所にて云々とみえたり、新田驛は氏家の東なる櫻野村、上野新田といふ所なりといへり、中昔までは、ニヒタと呼びしをことなる櫻の大木ありて、をちこち人の愛あへりしよ